

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月18日
【会社名】	株式会社市進ホールディングス
【英訳名】	ICHISHIN HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下屋 俊裕
【本店の所在の場所】	千葉県市川市八幡二丁目3番11号
【電話番号】	047(335)2888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役統括本部副本部長 竹内 厚
【最寄りの連絡場所】	千葉県市川市八幡二丁目3番11号
【電話番号】	047(335)2888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役統括本部副本部長 竹内 厚
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 122,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	480,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成23年11月18日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 平成23年5月27日開催の株主総会決議により、平成23年8月1日付で定款変更が行われ、単元株式数は500株から100株となっております。
4. 振替機関の名称及び住所
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	480,000株	122,400,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	480,000株	122,400,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
255	-	100株	平成23年12月5日(月)	-	平成23年12月5日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社市進ホールディングス 経営企画室	千葉県市川市八幡二丁目3番11号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社千葉銀行 市川支店	千葉県市川市市川一丁目7番12号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
122,400,000	2,000,000	120,400,000

(注)1. 新規発行による手取金の額は本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりであります。

弁護士費用 1,800,000円

書類作成費用 200,000円

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額120,400,000円の使途は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
割当予定先である株式会社学研ホールディングスとの業務・資本提携に伴い、割当予定先が発行する普通株式の取得に全額充当する予定であります。	120	平成23年12月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社学研ホールディングス			
本店の所在地	東京都品川区西五反田二丁目11番8号			
直近の有価証券報告書等の提出日	四半期報告書	事業年度 (第66期第3四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月12日 関東財務局長に提出
	四半期報告書	事業年度 (第66期第2四半期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	平成23年5月16日 関東財務局長に提出
	四半期報告書	事業年度 (第66期第1四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 関東財務局長に提出
	有価証券報告書	事業年度 (第65期)	自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日	平成22年12月22日 関東財務局長に提出

* 割当予定先は東京証券取引所に上場しています。

* 上記は平成23年11月18日現在です。

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	動画による個別学習システムの使用料受取、科学教室での物品販売及び学研幼児教室講師の派遣料支払。	

* 上記は平成23年11月18日現在です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、「人を創る」という企業理念のもと、「学習指導・進路指導を通して地域の教育水準の向上に寄与し社会に貢献する」という経営理念の実現を目指し、次世代で活躍する人材育成を社会的使命とした総合教育サービス企業です。また、子会社である株式会社市進及び株式会社個学舎が担当する学習塾事業においては、小学生～高校生対象の進学塾・個別指導塾として、首都圏を中心に展開し、株式会社市進ウイングネットにおいては、日本全国の塾や教育機関に教育コンテンツのウェブ配信を行っており、動画による学習サポートのネットワークを構築・拡大しております。

割当先予定先である株式会社学研ホールディングスは、「すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」という企業理念のもと、「ずっといっしょに“まなび”を楽しく！ワクワクドキドキ創造企業」という企業ビジョンを掲げ、教育、情報、文化などあらゆる知的価値を融合し、様々な事業を展開しております。また、子会社である株式会社学研塾ホールディングスが担当する学習塾事業においては、中長期的な視点で、積極的、戦略的な投資を行い、日本全国および海外へ塾ネットワークを拡大し、幼児～中学生対象の学習塾として、確固たるブランドを築いております。

現在、国内の学習塾事業の分野においては少子化の影響を受け、競争は激化の一途をたどり、価格やサービス向上による差別化を打ち出した生徒獲得競争が加速しております。

当社グループ（株式会社市進ホールディングス及び株式会社市進、株式会社個学舎、株式会社市進ウイングネット、株式会社市進総合研究所）は首都圏を中心に、集団・個別指導、通信添削、そして映像配信による個別学習システムなど複合的に事業展開しておりますが、割当予定先の子会社である株式会社学研塾ホールディングスが展開している学習塾事業においては、特に首都圏の競争力強化を大きなテーマとしていることから、今後、提携することは市進グループにとって大きなメリットがあると考えております。さらに割当予定先の学研グループ（株式会社学研ホールディングス及び株式会社学研塾ホールディングス、株式会社学研エデュケーショナル、株式会社学研教育出版）は、幼児から社会人まで対象とした幅広いコンテンツを多数所有し日本全国並びに海外に展開しているため、日本語教育事業、海外進出なども積極的に展開していることから、業務拡大及び資本提携のパートナーとして、最もシナジーが期待できる企業グループです。

当社グループと学研グループは、教育市場が大きな変革を迎えている中、今後において、両グループが保有する「幼児から小中学生を対象とした多種多様な学びのコンテンツと受験対策コンテンツ」および「家庭学習のノウハウと塾運営のノウハウ」を提供し合い融合することにより、新たな付加価値の創出を目指してまいります。

なお、具体的な業務提携に向けた協議内容は平成22年9月29日及び平成23年5月10日に大阪証券取引所にて開示しておりますが、両社独自の技術とノウハウを提供しあうことにより、迅速かつ効率的・積極的な経営戦略が可能になり、学習塾事業の分野において安定的に売上と利益を確保できる経営体質の構築が期待できるものと考えております。

このため、当社と割当予定先との間で安定した信頼関係を構築するために両社がお互いの株式を保有する形での資本提携が必要であるとの判断に至り、同社との間で平成23年11月18日付けで業務・資本提携契約を締結することとし、本契約を強力に推進するために同社を本自己株式処分の割当先といたしました。

d 割当てようとする株式の数

480,000株を割当てする予定です。

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、一層の関係強化の趣旨に鑑み、継続的に保有する方針であることを業務・資本提携基本契約書面で確認しています。

なお、当社は割当予定先に対して、本自己株式処分の払込期日(平成23年12月5日)から2年間について、割当自己株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名、譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を受領する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の、有価証券報告書(第65期 自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)及び四半期報告書(第66期第3四半期 自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)における貸借対照表の現金及び預金の状況等により、割当予定先が本自己株式処分に係る払込みに必要な現預金を有していることを確認しております。また、平成23年11月18日付けで割当予定先との間で締結いたしました業務・資本提携契約において、割当予定先が本自己株式処分に係る払込金額の総額を払込期日に払込むことの確約を得ております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は株式会社東京証券取引所に上場しており、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日:平成23年9月30日)において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める考え方と、そのための取組みに関する整備状況について確認しており、同社グループ及びその役員、従業員が、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 処分価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価格につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日である平成23年11月17日の大阪証券取引所における当社株式の終値である255円とすることを取締役会で決議(平成23年11月18日)いたしました。

この価格に決定いたしましたのは当該終値が、当社の株価を適切に反映していると判断したためです。

上記の本自己株式処分の処分価格の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に、有利な処分価格に該当しないものと判断しております。

なお、本自己株式処分に關して当社監査役3名(内、常勤監査役1名及び社外監査役2名)から、上記算定根拠による処分価格の決定は、当社株式の価値を客観的に表す市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり特に有利発行には該当しないと認識している旨の意見を得ております。

b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の自己株式処分数の発行済株式数に占める割合は5.03%(本自己株式処分前の総議決権数に占める割合は5.62%)であり、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、当社と株式会社学研ホールディングスが資本関係を構築し、信頼関係を強固にすることで、業務提携がより推進され、当社の企業価値の向上につながるものと考えております。従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社あけぼの事務所	千葉県市川市東菅野二丁目12番15号	2,626	30.72%	2,626	29.09%
市進グループ社員持株会	千葉県市川市八幡二丁目3番11号	918	10.75%	918	10.18%
梅田 威男	千葉県市川市	878	10.28%	878	9.73%
株式会社増進会出版社	静岡県駿東郡長泉町下土狩柄在家105番地の17	573	6.70%	573	6.35%
株式会社学研ホールディングス	東京都品川区西五反田二丁目11番8号	-	-	480	5.32%
田代 英壽	神奈川県鎌倉市	350	4.10%	350	3.88%
金野 光宏	千葉県船橋市	273	3.19%	273	3.02%
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	246	2.88%	246	2.73%
株式会社ウィザス	大阪府大阪市中央区備後町三丁目6番2号	220	2.57%	220	2.44%
石川 恭平	千葉県船橋市	93	1.09%	93	1.03%
株式会社みずほ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	60	0.70%	60	0.66%
計		6,239	72.98%	6,719	74.42%

(注) 1. 平成23年2月28日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか自己株式1,000,590株があり、本自己株式処分後は520,590株となります。但し、平成23年3月1日以降の新株予約権の行使及び単元未満株式の買取りによる変動数は含めておりません。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

「第四部 組込情報に記載した有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年11月18日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、その判断に変更はなく、また新たに記載する事業等のリスクに関する事項もありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年11月18日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

後期「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書（第37期）の提出日（平成23年5月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年11月18日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成23年5月31日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成23年5月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年5月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社株式の流通活性化と投資家層の拡大を図るため、平成23年8月1日をもって単元株式数を500株から100株に変更するものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

田代英壽、金野光宏、下屋俊裕、益田耕次及び竹内厚を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

高橋健蔵、武澤忠臣及び萩原壽治を監査役に選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

太陽A S G 有限責任監査法人を会計監査人に選任するものであります。

第5号議案 当社子会社執行役員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社子会社執行役員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	15,116	9	0	(注)1	可決 99.55%
第2号議案 取締役5名選任の件				(注)2	
田代 英壽	15,110	15	0		可決 99.51%
金野 光宏	15,110	15	0		可決 99.51%
下屋 俊裕	15,110	15	0		可決 99.51%
益田 耕次	15,110	15	0		可決 99.51%
竹内 厚	15,110	15	0		可決 99.51%
第3号議案 監査役3名選任の件				(注)2	
高橋 健蔵	15,111	14	0		可決 99.52%
武澤 忠臣	15,111	14	0		可決 99.52%
萩原 壽治	15,111	14	0		可決 99.52%
第4号議案 会計監査人選任の件	15,111	14	0	(注)2	可決 99.52%
第5号議案 当社子会社執行役員に対するス tockオプションとしての新株予 約権の募集事項の決定を当社取締 役会に委任する件	15,100	25	0	(注)1	可決 99.45%

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第37期)	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日	平成23年5月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第37期)	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日	平成23年6月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第38期 第2四半期)	自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日	平成23年10月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年5月28日

株式会社 市進ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社市進ホールディングス(旧商号 株式会社市進)の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社市進ホールディングス及び連結子会社の平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社市進ホールディングスの平成22年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社市進ホールディングスが平成22年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月12日

株式会社市進ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博 信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社市進ホールディングスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社市進ホールディングス及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年5月23日

株式会社 市進ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社市進ホールディングスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社市進ホールディングス及び連結子会社の平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社市進ホールディングスの平成23年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社市進ホールディングスが平成23年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月6日

株式会社 市進ホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 芳 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社市進ホールディングスの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年6月1日から平成23年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社市進ホールディングス及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月28日

株式会社 市進ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪 瀬 忠 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 々 田 博 信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社市進ホールディングス（旧商号 株式会社市進）の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社市進ホールディングスの平成22年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年3月1日付で会社分割を実施し、持株会社へ移行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月23日

株式会社 市進ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社市進ホールディングスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社市進ホールディングスの平成23年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。